

○総務省令第十一号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定は、これを削る。

〔削る〕

第五十一条の十一の八、法第百三条の二十五項の総務省令で定める金額は、三十万円とする。

〔削る〕

(納付委託者の指定の基準)
第五十一条の十一の九、電波法施行令第十三条第二号の総務省令で定める基準は、公租公課又は公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これに準ずる者であることとする。

〔削る〕

(納付委託者の指定の手続)
第五十一条の十一の十、法第百三条の二十七項の総務大臣の指定を受けようとする者は、その氏名及び住所(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載した申出書を総務大臣に提出しなければならない。
2 前項の申出書には、申出者の定款の謄本、登記事項証明書並びに申出をする日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの(以下この項において「定款等」という。)を添付しなければならない。ただし、申出者が定款等の内容をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、総務大臣が当該内容を確認するために必要な事項を記載した書面を前項の申出書と併せて提出し、かつ、総務大臣が当該内容を総務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができるときは、この限りでない。

〔削る〕

(納付委託者の指定に係る公示事項)
第五十一条の十一の十一、法第百三条の二十八項の総務省令で定める事項は、総務大臣が同条第二十七項の規定により指定した日及び納付事務の開始の日とする。

〔削る〕

(納付委託者の名称等の変更の届出)
第五十一条の十一の十二、法第百三条の二十九項の規定による変更の届出をしようとする者は、変更をしようとする日の二週間前までに、変更後の氏名又は住所(法人にあつては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)及び変更しようとする年月日を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔削る〕

(納付委託の手続)
第五十一条の十一の十三、納付委託者は、法第百三条の二十五項の規定により電波利用料の納付の委託を受けたときは、当該委託をした者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 納付委託者の氏名又は名称及び当該納付委託者が納付の委託を受けた旨
- 二 納付の委託を受けた年月日
- 三 納付の委託をした者の氏名及び住所(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに整理番号
- 四 納付の委託を受けた電波利用料の額

〔削る〕

(納付委託者の納付に係る期限)
第五十一条の十一の十四、法第百三条の三十一項の総務省令で定める日は、納付委託者が同項の交付を受けた日の翌日から起算して十一取引日を経過した最初の取引日とする。
2 前項に規定する取引日とは、法第百三条の二十三項の金融機関の休日以外の日をいう。

〔削る〕

(納付委託者の報告)
第五十一条の十一の十五、法第百三条の三十二項に規定する総務省令で定める方法は、書面

〔削る〕

又は電子情報処理組織を使用する方法により報告する方法とする。
(納付受託者の報告事項)
第五十一条の十一の十六 前条の報告をする場合においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならぬ。

- 一 報告の対象となる期間
- 二 当該期間における法第百三条の二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けた件数及び金銭
- 三 当該期間における一の交付ごとの次に掲げる事項
 - イ 交付をした者の氏名又は名称
 - ロ 交付を受けた年月日
 - ハ 交付を受けた金銭の額

〔削る〕

(帳簿の備付け等)
第五十一条の十一の十七 納付受託者は、法第百三条の第三十五項の規定により、別表第十四号の三に定める帳簿をその住所地又は主たる事務所に備え付けなければならない。

- 2 納付受託者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。
- 3 前項の規定による帳簿の保存は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

〔削る〕

(納付受託者に対する報告)
第五十一条の十一の十八 総務大臣は、法第百三条の三十六項の報告を求めるときは、書面をもつて報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(納付の督促)

(納付の督促)

第五十一条の十二 法第百三条の第二十五項の規定による電波利用料の納付の督促は、別表第十五号の様式の督促状を送達して行うものとする。

第五十一条の十二 法第百三条の第四十二項の規定による電波利用料の納付の督促は、別表第十五号の様式の督促状を送達して行うものとする。

(証明書の携帯)

(証明書の携帯)

第五十一条の十三 法第百三条の第二十六項の規定により滞納処分を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五十一条の十三 法第百三条の第四十三項の規定により滞納処分を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

〔2 略〕

〔2 同上〕

(延滞金の免除)

(延滞金の免除)

第五十一条の十四 法第百三条の第二十七項ただし書の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

第五十一条の十四 法第百三条の第四十四項ただし書の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 督促に係る電波利用料の額が千円未満であるとき。

一 督促に係る電波利用料の額が千円未満であるとき。

(権限の委任)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

第五十一条の十五 〔同上〕

〔一〇五の二 略〕

〔一〇五の二 同上〕

六 法第百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項、第十五項第三号、第十九項から第二十一項まで、第二十三項及び第二十六項の規定に基づく総務大臣の権限

六 法第百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項、第十五項第三号、第十九項から第二十一項まで、第二十三項、第三十三項、第三十四項及び第四十三項の規定に基づく総務大臣の権限

〔削る〕

六の二 法第百三条の二第三十七項の規定に基づく総務大臣の権限

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

<p>〔七・八 略〕 〔一五十三 略〕</p> <p>十四 法第百三条の二第七項及び第八項に規定する電波利用料に関する事項</p>	<p>〔略〕</p> <p>その広域使用電波を使用する区域(当該区域が法別表第七の一の項から十三の項まで、十五の項若しくは十六の項に掲げる区域のうち、複数の区域を使用する場合又は法別表第七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に掲げる区域である場合は、その当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人の住所)</p>
---	---

〔割る〕

別表第十六号 (第51条の13第2項関係)

(表面)

<p>第 号 電波利用料徴収職員証明書</p> <p>所属氏名 交付年 月 日 有効期限</p> <p>総合通信局長又は 沖縄総合通信事務所長 印</p>	<p>5.5cm</p>
---	--------------

9.1cm

2 〔七・八 同上〕
〔同上〕

<p>〔一五十三 同上〕</p> <p>十四 法第百三条の二第七項及び第八項に規定する電波利用料に関する事項</p>	<p>〔同上〕</p> <p>その広域使用電波を使用する区域(当該区域が法別表第七の一の項から十三の項まで、十五の項若しくは十六の項に掲げる区域のうち、複数の区域を使用する場合又は法別表第七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に掲げる区域である場合は、その当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人の住所)</p>
<p>〔一五十三 同上〕</p> <p>十五 納付受託者に関する事項</p>	<p>納付受託者の住所又は主たる事務所の所在地</p>

別表第十四号の三 (第51条の11の17関係)

電波利用料納付受託記録簿

長 辺	年月日	摘要	受		払		残		備 考
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	
短 辺									

(日本産業規格A列4番)

注1 摘要欄には、納付先の金融機関名その他必要な事項を記載すること。
 2 受欄と払欄は改行して記載すること。
 3 必要があるときは、各欄の記載を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

別表第十六号 (第51条の13第2項関係)

(表面)

<p>第 号 電波利用料徴収職員証明書</p> <p>所属氏名 交付年 月 日 有効期限</p> <p>総合通信局長又は 沖縄総合通信事務所長 印</p>	<p>5.5cm</p>
---	--------------

9.1cm

(裏面)

この証明書を携帯する職員は、電波法（昭和25年法律第131号）第103条の2第25項の規定による督促に係る電波利用料及び同条第27項の規定による延滞金を国税滞納処分の例により処分する権限を有する。

電波法抜粋

第103条の2第26項 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限まではその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めな
いときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。(以下略)

(裏面)

この証明書を携帯する職員は、電波法（昭和25年法律第131号）第103条の2第42項の規定による督促に係る電波利用料及び同条第44項の規定による延滞金を国税滞納処分の例により処分する権限を有する。

電波法抜粋

第103条の2第43項 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限まではその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めな
いときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。(以下略)

電波法 第103条の2第26項の記載を訂正する。

附 則

この省令は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。